

第198回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：平成30年9月12日（金）午後1時30分～2時38分
- ・開催場所：県庁議会棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：石川利江委員、大窪久美子委員、久米えみ委員、羽鳥栄子委員、丸田由香里、柳沢厚委員、山口満委員、宮澤宗弘委員、本郷一彦委員、久保田三代委員
石原康弘委員代理（関東地方整備局長野国道事務所長 塩谷正広）
浅川京子委員代理（関東農政局農村振興部地方参事官 飯島正）
- ・欠席委員：中澤朋代委員、藤井さやか委員、武者忠彦委員

1 開 会

（幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは定刻になりましたので、ただいまから第198回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の楠昭彦と申します。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、委員の出席状況につきましてご報告をいたします。現在、ご出席いただいております委員は11名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県都市計画審議会条例、第6条第1項の規定によりまして本審議会は成立をいたしました。なお、中澤朋代委員、武者忠彦委員、藤井さやか委員からは欠席の旨、あらかじめご連絡をいただいております。また、丸田由香里委員からは到着が遅れる旨、あらかじめご連絡をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送いたしました資料は3種類でございます。確認をお願いいたします。

まず会議次第が1枚、議案が1部、「駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更に係る手続について」の資料が1部の、以上3種類でございます。また、本日お配りしました資料としまして「当日配布資料」が1部ございます。

資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら事務局のほうまでお申し出いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか、ありがとうございます。

次に、本日、代理出席の方についてご報告を申し上げます。国土交通省関東地方整備局長、石原康弘様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、塩谷正広様でございます。次に農林水産省関東農政局長、浅川京子様代理で、関東農政局農村振興部地方参事官、飯島正様でございます。

申しわけありません、ちょっと名前の訂正をさせていただきます。代理でお越しいただいております、長野県国道事務所長は、塩谷正広（しおのやまさひろ）様でございます。大変失礼いたしました。

本日は法定審議案件が1件、その他案件1件につきましてご審議のほどをお願いいたします。それでは、これより議事に入りますが、長野県都市計画審議会運営規則第4条の規定に

よりまして、会議の議長は会長が当たるものとすると言われておりますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。初めに議事録署名委員を指名いたします。石川委員及び大窪委員をお願いいたします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 山口都市計画係担当係長)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の山口剛と申します。よろしく申し上げます。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認の上、傍聴上の留意事項を説明し、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますのでよろしくお願いいたします。以上で事務報告を終わります。

(3) 議案審議

議第1号 長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

(柳沢議長)

それでは議案審議に入ります。本日の審議案件は1件でございます。

それでは、特定行政庁である長野市から付議のありました議第1号、長野都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について、説明をお願いします。

(長野市 黒石建築指導課長)

長野市建設部、建築指導課長の黒石でございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは大変恐縮ですが、着座のまま説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私から議案第1号、長野県都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施

設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案第1号、3ページより進めますが、説明の都合上、お開きをいただきますページが若干前後いたしますことをご了解を願います。また、正面のスクリーンにも同様の資料を映してまいります。あわせてご覧ください。

初めに、建築基準法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場や火葬場などを初め、その他、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされております。また、本法の適用除外規定では、ただし特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合には、この限りでない定められてもおり、本日はこれにより案件審議をお願いするものでございます。

なお、具体的に位置の制限を受ける処理施設につきましては4ページに記載のとおり、建築基準法施行令第130条の2の2に規定され、廃棄物処理法施行例第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設が対象となっており、付議案件につきましては、廃棄物処理法施行例第7条第7号の廃プラスチック類の破碎施設であって、一日当たりの処理能力が5tを超えるものに該当する施設でございます。

続きまして5ページにお移りください。

申請者は、長野市大字大豆島3397番地6 直富商事株式会社 代表取締役 木下繁夫。

建築場所は、長野市大字大豆島字上之島3397番7でございます。

敷地及び建築物等の概要でございますが、用途地域は市街化区域の工業専用地域、敷地面積は8,956.27平方メートル。施設の主要用途は産業廃棄物処理施設で、工事種別は用途変更。建物規模並びに6ページに記載の処理内容、及び能力はご覧のとおりでございます。

ここで委員の皆様には、ページが飛びまして議案14ページの資料1-8をお開き願います。

申請に至りました理由でございますが、現在、申請敷地の第二工場では、紙くずや廃プラスチック類の中間処理施設として事業が行われておりますが、廃プラスチック類の破碎機につきましては平成14年に、建築基準法第51条ただし書きの許可を受け、道路を挟み、東側の本社工場敷地内に設置したままとなっていることからこれを移設し、両工場の作業性の効率化や円滑化を図るものでございます。なお、本案件はプラスチック類の破碎機の移設が道路を隔てた別敷地からのものであること、またあわせて、1日あたりの処理能力が5トンを超えるため、許可申請が提出をされました。詳細につきましては後ほど改めてご説明を申し上げます。

それでは、議案7ページにお戻りいただきまして、資料1-1をご覧ください。

申請地の位置でございますが、JR長野駅から長野須坂インター線を東に4.5キロメートルほど進み、市街地を抜けますと、長野冬季オリンピックの競技施設として建設をされたエムウェーブがございます。申請敷地はここから南に、松岡の長野市清掃センターに向かう県道三才大豆島中御所線の東側、大豆島東工業団地内の北隅でございます。

次に8ページの資料1-2では周辺の施設の状況を示しております。直近の幼稚園が直線距離で約300メートル、福祉施設につきましては約700メートル離れた位置でございます。なお、患者の収容施設を有する病院等はございません。また、最も近い小学校は大豆島小学校であります。直線距離で1.2キロメートル以上離れております。

続きまして9ページから11ページの資料1-3、1-4、並びに1-5をあわせてご覧いただきたいと思います。

周辺の土地利用状況でございますが、申請地は都市計画の上で工業の利便を増進するために定められ、住宅の建築が制限された工業専用地域であり、道路を挟んだ北側一体は、農業振興地域に指定された市街化調整区域のため農地が広がっており、南側につきましては工場や事務所等の事業所用地となっております。

次に、議案12ページの資料1-6にお移りください。搬入・搬出経路の状況でございますが、運搬経路といたしましては、工業団地ということもあって、すぐ近くには幹線道路の県道三才大豆島中御所線と堤防道路の市道若里村山堤防線が通っており、事業用運搬車両はこのいずれかにより出入りして行くこととなります。

初めに、県道三才大豆島中御所線からのルートでございますが、当該道路を南に進みますと、オリンピック大橋をわたり真島地区に出て長野市南部へと、また逆に北に進みますと、現在、長野東バイパスが工事中ではございますが、柳原地区や豊野地区など長野市北部に至ります。また市道若里村山堤防線につきましては、当該道路を南西へ進みますと落合橋交差点に至り若穂、松代方面へと、また逆に北東へ進みますと、屋島橋を経由し、須坂長野東インターチェンジ方面に向かうことができます。

次に、13ページの資料1-7をご覧ください。申請敷地周辺の搬入・搬出路につきましては、工業団地への乗り入れ道路である、県道三才大豆島中御所線が一部通学道路とはなっているものの、写真①、②のとおり、幅員2.5メートルの歩道が両側に整備され、直近の幼稚園も県道の西側に位置しているため、事業用車両の搬入・搬出ルートからは外れております。また、大豆島東工業団地内の道路も両側歩道を含み、交通安全上、支障のない十分な幅員が確保をされております。

続きまして、14ページの資料1-8を改めてご覧願います。向かって左側の敷地が申請敷地の第二工場、右側が平成14年に建築基準法第51条ただし書きの許可を受けた本社工場でございます。先ほど申し上げましたとおり、本案件は本社工場内に設置されている廃プラスチック類の破碎機を現行処理能力のまま、第2工場内に移設をするものでございます。

なお、申請者には、平成11年より本社工場敷地内にて金属類の中間処理を主力に事業を進め、平成14年には廃プラスチック類の処理施設として許可を受け、その拡大を図りながらも、事業は同敷地内のみで続けられておりました。こうした中、平成25年には、道路を挟み隣接する用地及び倉庫の取得ができ、これを第二工場にしてからは、本社工場を金属類の中間処理施設に特化し、一方で、第二工場を古紙や廃プラスチック類の中間処理施設としておりましたが、廃プラスチック類の破碎につきましてはこれまで本社工場内で行っておりました。

なお、平成14年に本社工場敷地で許可をうけました廃プラスチック類の破碎機は、1日当たり21.6トンの処理能力でございましたが、申請者には昨年12月に機器の更新を行い、現在は1日当たり14.311トンの処理能力となっております。

また、本社工場敷地でございますが、当該破碎機の移設後には許可を要する産業廃棄物処理施設でなくなることから、今回の申請が許可となった時点で、申請者からは平成14年の許可の取り下げが届け出されることとなっております。

ここで本案件であります、廃プラスチック類の破碎機を移設する理由ともなりました、現

行の作業フローにつきまして、スクリーンをご覧いただきながらご説明を申し上げます。

本社工場と第二工場に出入りする事業用運搬車両は、全て両工場の間にある市道から出入りをしており、本社工場と第二工場には廃棄物を積んだ車両の重量を測定するための計測器がそれぞれ設置をされ、金属類の計測は本社工場で、また廃プラスチック類や紙類などの計測は第二工場で行い、別々にデータを管理しておりました。

各車両につきましては廃棄物の搬入時と廃棄物をおろして帰るときの計2回、計測器の上で車両の重量を測定いたしますが、現行では廃プラスチック類の破碎機が本社工場内にあることから、廃プラスチック類や紙類などを積んだ車両はまず第二工場の敷地内にある計測器で計測をした後、本社工場へと入ってまいります。また、荷おろし後も再び第二工場内へ戻り、計測器を経由することとなります。これにより、金属類と廃プラスチック類などの処理が混在している本社工場内で金属類を搬入する車両との動線が重なり、例えば当該車両が荷おろし中のために廃プラスチック類等の搬入や処理事業ができないなど、支障が出ることもございました。

したがって、廃プラスチック類の破碎機が本社工場から第二工場への移設をされれば、第二工場敷地内の計測器で重量の測定をした後、そのまま第二工場での処理ができるようになり、作業性の効率化や円滑化が図れることはもとより、両工場内における作業等の安全性もさらに確保されと考えられます。

続きまして、15ページの資料1-9をご覧ください。破碎機が移設される第二工場の平面図でございますが、向かって右側に古紙等を圧縮処理する工場があり、このほかは古紙や廃プラスチック類などを保管する倉庫となっております。今回、赤い点線で囲まれている部分に廃プラスチック類の破碎機を移設をいたします。

次に16ページの資料1-10は、当該第二工場の立面図でございます。鉄骨造平屋建て、最高の高さが9.5メートルとなっております。

続きまして、17ページの資料1-11につきましては敷地周辺の状況写真でございますが、ご覧のとおり、周辺には歩道や街路樹が整備をされております。なお写真⑧は、当該第二工場の北面を撮影したもので、おおむねこの外壁の内側に廃プラスチック類の破碎機が移設をされます。

次に、18ページの資料1-12をご覧ください。破碎機につきまして詳しくご説明を申し上げますと、作業コンベアに載せられた廃プラスチック類は、投入コンベアを経て破碎機に投入され細かく破碎をされます。この際、処理施設から発生する微細な粉塵は集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させることで大気への拡散を防止いたします。なお、破碎機は騒音の発生を抑制するために、防音ボックスにて囲まれております。

次ページの資料1-13につきましては、処理施設における騒音、振動レベルの資料でございます。申請地は工業の利便を増進するために定められた工業専用地域であり、騒音及び振動規制法の対象区域外ではございますが、申請者にはそういった取り組みの中で自主規制値を定め、これまでも毎月、本社工場と第二工場の敷地境界付近で測定を行い、自主規制値以下であることを確認しております。

自主規制値についてでございますが、騒音は騒音規制法による第三種区域の65デシベルと、第四種区域の70デシベルとの中間地として67デシベルを設定し、振動は振動規制法による第

二種区域の基準にならい、70デシベルとしております。現状の騒音レベル、振動レベルにつきましては、右下の表のとおりでございますが、それぞれ自主規制値を下回っていることが確認できます。

また、申請者には長野市大豆島区、大豆島東区、四ヶ郷用水組合と環境保全協定を締結し、仮に自主規制値を超えた場合には発生の原因となった作業を中止し、自主規制値以下になるよう対策を施すこととしておりますが、これまでに自主規制値を超えたことはありません。

なお、破碎機を移設した後の予測騒音、振動レベルについてでございますが、現状の騒音、振動レベルに破碎施設の騒音、振動レベルを重ね合わせて算出するもので、同表のとおり、予測結果は現状と全く変わりのないものとなっております。

これにつきましては、防音ボックスの設置による消音効果に加え、当該施設から測定地点までの距離がかなり離れていることによる減衰効果が生じ、結果として、現状値も予測値も変わらないものとなっております。

さて、これより申請地の位置の検討につきまして、20ページから21ページの資料1-14、1-15によりご説明申し上げます。なお、この表は本案件にかかわる検討項目と判断基準、またこれに対し、可と判断した理由につきまして記載したものでございます。委員の皆様にはこれまでの説明内容を振り返っていただきますが、関連資料につきましては、正面のスクリーンに映してまいりますので、あわせてご覧ください。

初めに周囲の状況でございますが、1点目として宅地化や市街化が促進されないことという視点からは、航空写真などから見てとれますように、申請地は工業の利便を増進するために定められ、住宅の建築が制限された工業専用地域の北端に位置し、都市計画図のとおり、道路を挟んだ北側一体は農業振興地域に指定された市街化調整区域であることから、宅地化等が促進される可能性は低いと考えられます。

2点目として、近隣に教育施設や福祉施設がないことという視点からは、直近の幼稚園が直線距離で約300メートルの位置にあるものの、申請地とは県道三才大豆島中御所線を挟み反対側に立地し、事業用車両の搬入・搬出ルートからも外れているとともに、福祉施設からも約700メートル離れており、あわせて患者の収容施設を有する病院等もございません。

また、最も近い小学校は大豆島小学校でございますが、直線距離で1.2キロメートル以上離れており、申請敷地一体は工業専用地域のため、住宅の建築が制限されていることから、周辺に通学路もございません。

3点目といたしまして、災害発生のおそれが高く、発災による周辺への二次的被害拡大のおそれがないことという視点からは、平坦な地形であり、土砂災害の発生はもとより液状化の可能性もございません。また、周辺の工業専用地域一体は、ハザードマップによる浸水想定が2メートルから5メートル未満となっておりますが、許可にかかわる廃棄物には有害物質や危険物等はないため、たとえ浸水した場合でも、二次的被害拡大のおそれは少ないと考えられます。

次のページの資料1-15にお移りください。続きまして環境への配慮でございますが、本議案の処理施設設置にあたり、公害対策関係法令に適合することが確実であると認められることという視点では、1点目、大気汚染対策として、先ほど申し上げましたとおり、処理施設から発生する微細な粉塵は集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させることで大気への

拡散を防止いたします。

2点目、水質汚濁対策として、古紙やプラスチック類を主に扱う当該施設においては洗浄等による排水が出るような作業はなく、今ほど微細な粉塵は集塵機で吸引し、配管を通して水に吸着させると申し上げましたが、この吸着させた水はあくまで廃プラスチック類の破碎機の中で発生するものであり、建物内に設けられた排水路等を使って処理されるものではないと考えています。もちろん、最終的には水に吸着させたごみを産業廃棄物として適正に処理することはもとより、主に古紙や廃プラスチック類を取り扱う作業のため、悪臭が発生するおそれもないと考えています。なお、雨水は浸透升により敷地内に浸透させ、オーバーフロー分のみ放流をいたします。

3点目、騒音、振動対策でございますが、先ほど申し上げましたとおり破碎機を移設した後の予測騒音、振動レベルは防音ボックスの設置による消音効果に加え、破碎機から測定地点までの距離がかなり離れていることによる減衰効果により、現状と変わりのない数値になっております。また、申請者にはさらなる騒音対策として敷地周囲の植栽をふやすとともに、既存の植栽を低木から高木に植えかえることも計画をしております。

なお、申請地は工業専用地域でございますが、申請者には自主規制値を定め、これまでも毎月、本社工場と第二工場の敷地境界において測定を行い、自主規制値以下であることを確認しており、この測定は破碎機を移設後も引き続き実施をしております。

次に運搬車両の周辺地域の影響でございますが、1点目として、交通渋滞による道路交通に支障がないことという視点からは、先ほど搬出入の経路につきましてご説明を申しましたとおり、当該処理施設は本社工場から申請地に現行処理能力のまま破碎機を移設するものであり、廃棄物の処理量は現行と変わりなく、当該計画による事業用運搬車両の増加もございません。また、搬入時間帯が集中することはなく、これまでも交通渋滞の発生はほとんどございませんでした。

2点目として、交通安全上、支障がないことでございますが、申請者には社内教育により事業用運搬車両の近隣住宅団地への終日進入禁止や、車両によって通行ルートを制限するなど、交通安全の徹底を図っているところでございます。

次に景観への配慮につきましては、施設の高さや大きさに応じ、植栽などによる配慮もされていることという視点から、申請者にあつてはこれまでも周辺景観に配慮し、敷地の周囲に緑地帯を設けてまいりましたが、今回の許可申請にあわせ、長野市緑を豊かにする条例も遵守する中で、さらに緑地帯をふやし、より一層の景観配慮に努める計画としております。

最後に、議案22ページから23ページの資料1-16、1-17により、判断基準とは別に本許可申請と並行し開催をされました、長野市廃棄物の適正化処理の確保に関する条例に基づく住民説明会の概要などにつきまして、ご説明を申し上げます。

申請敷地の場合、南屋島区と大豆島下区が対象となっており、昨年の11月から12月にかけて事業計画概要説明会が、また本年5月末には事業計画説明会が開催をされ、主には騒音、振動等の環境面に関する質問などがあつたものの、特に反対意見等はございませんでした。

なお、本条例により、8月15日付で事業計画は適当であるとした市長の意見書が出されております。またあわせて、長野市都市計画審議会からは、5月31日付で異議なしの答申をちょうだいしているところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご

意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

(柳沢議長)

ご苦労さまでした。それでは、ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。大窪委員。

(大窪委員)

信州大学の委員です。20ページの敷地の位置の検討表、1についての質問です。

項目周辺、周囲の状況についての判断基準の③についてですが、災害発生のおそれが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大のおそれがないこととされていますが。理由については平坦な地形であることや、ここでは浸水可能性ありの区域であるということが理由に挙げてあるんですけども。

この場所は平坦な地形ですが、ほぼ河川敷に近接していて、沖積地であるため、地形は平坦であっても、ここでも示されているように浸水の可能性は常にあって、その想定は2メートルから5メートルであるということなので、発生のおそれが高いかどうかという、そのレベルは山がちなどころではないんですけども、必ずしも二次的被害の拡大のおそれがないとは言い切れないと考えるんですけども、いかがでしょうか。

すみません、四国・中国地域で起こりました大雨による大規模災害があった直後ですので、このような質問をしております。よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

今、おっしゃった平坦な地形の話は、土砂災害の発生はないかといいますか、それもおかしいということですか。

(大窪委員)

そうですね。そもそも河川敷に近いところなので、平坦だということだけで土砂災害の発生はないとは言い切れないということですね。

(柳沢議長)

それ、上から来るという意味ですか、上流から来るおそれがあると。

(大窪委員)

そうですね。上流というか周辺ですね。河川敷と同じようなレベルのところなので。

(柳沢議長)

どうぞ、お答を。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

長野市建築指導課、滝沢と申しますが、よろしく申し上げます。

今、おっしゃられたとおりですね、ハザードマップのほうでは浸水想定というのは、2メートルから5メートルという形になっているのは確かになっております。

この周辺一体は工業専用地域と工業地域で、全てその一体が何らかの形で、やはり千曲川の河川敷なもので浸水想定にはなってしまうんですけれども。今回、ご審議をお願いさせていただいた中においても、前回、許可を受けていたというのものもあるんですけれども。千曲川の河川敷ではあるんですが、そのおそれは、さすがにうちのほうでそれ以上の検討はできないんですけれども。発生した後、今回使っているものがやはり危険物とかそういったものがないので、そういったものが例えば、今回は建屋の中に設置する施設なものですから、例えば浸水を想定したりしたときにシャッターを閉めて、危険物ではないんですけれども、廃プラ等が流出しないような対策をとるとか、そういったところの二次的被害拡大という面に力点をおいて、そういったおそれがないということをお願いしたいなということで上げさせてもらったところでございます。

(大窪委員)

でしたら、今、お答えいただいたようなことを正直に書かれて、二次的な被害を受けないように廃棄物を保存管理しておくというような理由で、根拠等をしていただくのがよいと思います。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

私からも。今のご意見、そちらはいいんですね。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

今の建屋が、今回、建屋の中に設置させていただいているので、シャッターとかで建物が締まることはできますので、災害等があればそうやってシャッターを閉めること等で、対応するように事業者と話をしたいと思いますので。

(大窪委員)

判断結果のやっぱり書き方が曖昧で、非常にこう、先ほども申しましたけれども、そもそも浸水可能性のある地区で、ハザードマップ上も浸水の想定は5メートル未満ということなんですけれども、二次的被害が発生する可能性はあって、平坦な地形だけでは土砂災害の発生はないということは言い切れないので、その土砂災害の発生はどのようなレベルなのかちょっとわからないんですけれども、そこについてもちゃんと説明をして、それでも廃棄物について管理をきちんとする計画だというようなことを書かれないと、ちょっと判断、可とした理由としてはちょっと納得できないのかなと思います。

(柳沢議長)

大窪委員、具体的にこのところはこのように書いたらいいんじゃないかというご指摘があればお知らせをさせていただいて、それで向こうがそれでよろしいということになれば、今日の話になりますが。できるだけ簡潔に言ってください。

(大窪委員)

「浸水可能性のある地域で、ハザードマップ上の浸水想定が2メートルから5メートル未満とされておる地域であるという、しかしながら、許可にかかる廃棄物に危険物等はなく、たとえ浸水してもこういう物質等の影響が生じないように管理をする予定である」ということを書いていただければと思います。

(柳沢議長)

では時間をあげるので、ほかのご意見の間に整理してください。

今のご意見は、この土砂災害の発生はないと言い切るのはちょっと問題だから、これを消してしまうということでもいいでしょう。

それから「ハザードマップ上で震災の可能性は指摘されているが」というところからスタートしてもらって「仮に浸水があったとしても、これこれの対応により二次被害は防げるものとする」と考える、そんな文脈でちょっと整理してください。

それではほかにご発言はありませんか、山口委員。

(山口委員)

山口です。質問です。22ページ、南屋島区の質問3の回答で、洗浄済みのきれいなペットボトルを破碎しているということなんですけれども、多分、現状もそうだと思うんですけれども、この計画、15ページなどを見ると、廃プラ処理工場には汚れたペットボトルをきれいにする施設は全然なくて、とにかくきれいなペットボトルを持ち込むということが前提になっていると思うんですけれども。

これ、今、本社工場にある、その工場もそんなように運用されているということでもいいんですか。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

今、おっしゃいましたとおり、このペットボトルは、企業などで集めてきたもの、持っているものを直富商事のほうで集めてきているもので、もとは、よくスーパーとかに集められたようなペットボトルとか、そういった洗浄されたものを持ってきているところです。

なので、施設の中では洗浄するところもないので、そのまま持ってきてそのまま破碎するというような形には、今回の施設はなっていると思うんですね。

(山口委員)

現況がそのように処理されていて問題がなければ、はい、まあいいんじゃないかなと思います。

(柳沢議長)

ほかにご発言、ございませんか。では、ちょっと念のための確認ですが、騒音については自主規制値を設定してそれ以下に、そもそも規制はないんだけど、それ以下にしていますというご説明でした。それはそれでいいと思うんですが。

その自主規制値以下だということに関して、処理能力と処理量というのはいつもずれがあるという、これは処理能力は、先ほどのご説明で幾らで処理量は通常幾らでやっているんですか、そこを教えてください。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

処理能力はここに記載のとおり、約14トンの処理能力にはなるんですけども、実際には、この14トンという数字自体が、今回の工場の稼働が約11時間の稼働で、それを休みなしですぐと破碎し続けたときの能力が13トンとか14トンと、今回の申請どおりになっています。

実際はそんなに処理することはなくて、ある程度まとめて処理しているところなんですけれども。

(柳沢議長)

普通、これ処理計画で出しているんじゃないですか。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

具体的な数字で、処理計画というのは存じてないんですけども、我々が話を聞いた中で、稼働日数自身が、月で6日か8日ぐらいで、ひと月当たりも55トンぐらいが今回の作業です。

ですので、1日当たりでいくと大体、多くても0.8トン。ごめんなさい、1トンもない、0.5～0.6トンというのが平均ですね。1日あたりです。あと処理能力としては13～14トンあるんですけども、1日当たり平均しても0.5～0.6トンで、非常に量としては少ないのが実情です。

(柳沢議長)

ということは、この機械の特性から、動けばこれだけの音がするし、処理量にかかわらず、ずっと、その処理している間はこれだけの騒音がすると、そういうふうに理解すればいいんですか。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

そうですね、今回の騒音も現況の騒音を測定して、さらにそこで移設した後の騒音を重ね合わせてというお話ですけども、かなりマックスというか、現況の騒音に稼働している音を出して重ねているので、マックスの音を出したときのことなので。

(柳沢議長)

そこは関係ないところで、要するにマックスの数値がこれでありますということですね。

はい、それでいいです。

では、ほかにご発言はありませんか。大窪委員。

(大窪委員)

21ページの敷地の位置の検討表2についての、項目は環境への配慮の①についてなんですけれども、19ページの騒音についての現状と予測の結果について、このデータと照らし合わせますと、ここはそもそも騒音及び振動の規正法の区域外なので法が適用されないんですけども、自主規制値に対して騒音の測定地点1での現状値と予測値というのが、基準値が67デシベル以下なんですけれども、すれすれの66.1というような値になっておりまして、この値について、場所を見ますと、今回、申請処理施設が置かれる場所とはちょっと離れた場所が高い値が出ていて、基準の値に非常に、1デシベルに迫っている値が出ていることについては何か近隣から苦情とか、そういうものが出ているとか、事務局のほうからご質問されているとかということはいかがでしょうか、問題になっているかどうかということです。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

今のところ苦情というものは伺っていないんですけども、そもそもこの測定点の設置位置に関しましては、例えばその測定点1とか測定点2というのは、南側に事業者さんがまたありますので、その事業者さんへの影響を考えて、隣地の一番ぎりぎりのところで測定しています。

また、測定地点4につきましては、これも、このちょうど斜め左上方向に離れているんですけども、事業所とか住宅が遠くにはありますので、そちらのことを考えて一番、そういった近隣に一番近いところで測定地点を設けてやっております。逆にいうと、北側のほうは全て農地ですので、測定値は今のところ設けていないというような形になっております。

(大窪委員)

承知しました。念のために質問しましたので、それで結構です。

(柳沢議長)

ほかにごございませんか。では、先ほどのを整理したら読み上げてみてください。

(長野市 建築指導課 滝澤主査)

読み上げでもよろしいですか。先ほどの敷地の位置の検討表の1の資料1の14の③になりますけれども。

「平坦な地形で土砂災害の発生はない」の次からになります。「ハザードマップ上で浸水可能性は指摘されているが、取り扱う廃棄物に危険物はなく、また災害発生時には、建物のシャッターを閉じることで廃棄物の流出を防ぐ等、管理を徹底することにより二次被害のおそれは少ないと考えられる。」としたんですが、いかがでしょうか。

(柳沢議長)

いいですね。ではそれをお願いします。ほかにご発言はありませんか。

それでは採決をしたいと思います。特に近隣説明会でも反対意見がなかったようですし、今日も委員の皆さんも反対の意見ではなかったということですので、簡易採決ということにいたしたいと思います。

それでは、議第1号について、現案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

異議なしの声あり。

(柳沢議長)

では、異議なしですので、現案どおり決定いたしました。

(4) その他

駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更に係る手続について

(柳沢議長)

次にその他に移りたいと思います。長野県からの説明、あと委員の皆さんのご意見をいただきます。

駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更に係る手続について、議題とします。説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐)

長野県都市・まちづくり課、課長補佐兼まちなみ整備係長の高野佳敏と申します。生駒アルプスロードにかかる駒ヶ根都市計画道路及び伊那都市計画道路の変更について、現在の状況をご報告させていただきます。それでは座って説明のほうをさせていただきます。

正面のスライドをご覧ください。生駒アルプスロードの都市計画の手続は環境影響評価の手続とあわせて進めておりますので、まずその手続の流れについて説明いたします。

環境影響評価の手続きは、大きく分けると配慮書、方法書、準備書、評価書の4段階からなります。現在は準備書に対する各意見をまとめ、評価書を作成している段階になります。

現在の状況ですが、お手元に事前に配付させていただきました資料、駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市計画道路の変更に係る手続についての1ページをご覧くださいと思います。あわせて、スライドも映し出していきたいと思います。

前回の本審議会の際に、都市計画の案と準備書に対する住民及び利害関係者のご意見の概要をご報告させていただいたところがございます。それに続き、6月25日までに都市計画及び環境に関する市町村の意見を、8月30日に環境に関する知事の意見をいただきました。都市計画の案に対する各市村、伊那市、駒ヶ根市、宮田村からの意見は、都市計画案に異存ありませんでした。本日は、環境の知事意見の概要についてご報告をさせていただきます。

環境の知事意見のご報告の前に、平成30年3月に公表いたしました環境影響評価準備書の内容についてご説明をいたします。事前に配付いたしました、準備書のあらましとあわせてご覧ください。

環境影響評価の項目は、事業や地域特性から環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出し、配慮書、方法書の手続結果を考慮し、大気質、騒音等の18項目を選定しております。

ここからは環境影響評価の結果になります。まず大気質は環境基準や参考値を下回ってはいますが、環境への影響をできる限り低減するため作業方法の配慮など、環境保全措置を行うこととしております。

騒音に関する予測結果につきましてはおおむね環境基準以下、規制基準以下になる予測ですが、存在及び共用の予測で、伊那市原新田地区において環境値基準値を上回る箇所がありますので、遮音壁の設置による遮音対策など、環境保全措置を講じます。

振動に関しては、全ての予測値点で規制基準を下回る予測となっております。

低周波音に関する予測結果について、予測地点は1地点のみですが、参考指標を下回る結果となっております。

水質に関する予測結果については、水のにごりや水の汚れが発生する箇所では、仮締め切り工や水路の切り回し等を行うこととしております。

水象に関する予測になります。河川の関係では河川水量への影響がないと予測しております。地下水については、宮田村中越地区で掘削の深さより地下水位が浅い位置にありますので、通水工対策の実施を行います。

地形と地質に関する予測になります。天竜川右岸の河岸段丘と新規断層は重要な地形地質となるので、改変区域をできる限り小さくしたルート等の選定など環境保全措置を行います。日照障害に関する結果におきましては、予測地域は2カ所とも日照時間が確保されると予測しております。

動物、植物、生態系に関しては移動経路の確保など、環境保全措置を行うことで生息環境、生育環境への影響をできる限り低減しますが、一部の植物で生育環境が保全されないおそれがあるため移植を行うこととしております。

景観に関しては、大久保ダムと伊那市下殿島地区の2カ所で眺望景観に変化が生じる予測となっておりますが、法面等の緑化や道路付属物の検討を行い、影響の低減を図ることとしております。

人と自然との触れ合いの活動の場では、伊那市の三峰川サイクリング・ジョギングロードは一部つけかえが必要になり、また快適性も変化すると予測されるため、環境影響をできる限り回避または低減するため、環境保全措置を行います。

文化財に関しては、影響が考えられる埋蔵文化財については試掘、確認調査などを実施します。

廃棄物では、事業区域内で流用できない廃棄物は、工事間流用の促進や再資源化による利用を検討します。

以上が、準備書に関する概略の説明になります。

続きまして、環境影響評価準備書についての知事の意見について25項目出されておりますので、その概要を順次、説明いたします。お手元に事前に配付した資料とあわせてご覧ください。

さい。

まず、全般事業計画に関する内容が6項目あります。1つ目は事業による大気質等、記載の環境要素について最大限回避、低減するとともに、環境保全措置等に関して住民に丁寧に説明することを求める意見です。

2つ目は、事業による環境影響を把握するため、調査の実施等について求めており、環境影響が認められた場合等に追加の環境保全措置等を講じることを求める意見です。

3つ目は記載に対する意見です。この表のスライドの青枠のように、事業の影響の度合いを示す寄与率等を追記することを求める意見となっております。

4つ目は災害に関する情報の追加収集と災害対策、防災効果についてです。準備書に記載しました土砂災害警戒区域等や浸水想定区域のほか、スライドに赤色で追加したような市町村の作成したハザードマップ等の情報を収集し、災害の情報も重ねてわかりやすく示すこと、またそれらの情報をもとにルート選定に配慮していることや、間接的な防災効果を記載することという意見です。

5つ目は、盛り土に使う土砂搬入が多いため、汚染防止の考え方を評価書へ追記することを求める意見となっております。

6つ目は、事業の実施に当たって住民や関係市村の意見等に十分配慮することを求める意見です。

騒音に関する意見は1項目で遮音壁設置による騒音低減効果について、準備書にはスライドのとおり低減後の騒音レベルを記載しておりますが、これにつきましては、スライドの赤色で示しております騒音レベルの計算過程も記載することを求める意見でございます。

水象に関する意見は3項目です。1つ目は、個人井戸等の地下水の保全についてです。地下水を保全する工法の検討に当たって、個人井戸等の地下水利用状況の調査を適切に行い、流向当の精度を高めること、及び地下水の影響の確認を行うことを求める意見です。

水象の2つ目は、トンネル部の通水工法による地下水保全についてです。地下水を保全する工法の設計は今後となるため、評価書時点ではこのように通水工法について概要を示し、住民への丁寧な説明や事後の調査等を行うことを求める意見です。

水象の3つ目は地下水の流向についてです。スライドのように準備書では、ボーリング調査地点間の水位差より流向を記載しております。スライドのように水位の等高線を表記し、これに直行する向きで流向を示すような記載とすることとの意見です。

続きまして、動物、植物、生態系に関する意見は6項目となります。

1つ目は昆虫のオオムラサキ、ミヤマシジミ等の個体や、食草の予測評価と環境保全措置についてです。青枠のように、個体や食草の改変量等を定量的に整理して予測評価すること、また、生息環境が事業によって消失する場合には、食草等を他の生息場所に移すなどの措置を講じることを求める意見です。

動物、植物、生態系の2つ目は昆虫のミヤマシジミについて、今回県が実施した調査のほかに地元団体の調査結果も利用し、状況に応じて追加の環境保全措置の検討を行うことを求める意見です。

3つ目は底生動物のヒゲナガカワトビケラの幼虫についてです。伊那市など天竜川上流地域では清流に住むトビケラ等の幼虫をざさ虫と呼び、佃煮や揚げ物として食用とする文化が

あり、配慮を求める意見です。

4つ目は、重要な昆虫類のゲンジボタル及びヘイケボタルについてです。スライドのイメージ図に示すような道路照明の漏れ出しに対する配慮や、水路のつけかえ工事によって生息環境が悪化しないよう配慮することを求める意見です。

5つ目は両生類についてです。ナゴヤダルマガエル及びクロツバメシジミは研究機関等による研究対象であり、調査地域内における確認情報もあることからその情報を利用し、レッドリスクの対象種であるツチガエルとトノサマガエルを含めて、必要な環境保全措置を講じることを求める意見です。

6つ目は猛禽類についてです。ハチクマ、オオタカなどの猛禽類の行動圏域のうち、高頻度で利用する行動圏域と事業実施区域との具体的な距離等を評価書に記載して評価し、必要な環境保全措置を講じることを求める意見です。

7つ目は事業による改変等はないものの、計画路線周辺の農耕地や中規模河川に少数生育するイヌハギ、及びミクリ属の一種について、環境保全措置や事後の調査を検討することを求める意見です。

8つ目は生態系の予測評価についてです。本事業は環境影響評価法の対象事業ですが、県の条例に基づく技術マニュアルを用いた事後の調査における評価指標を提案されたものです。

動物植物生態系の9つ目は、スライドに示すように、法面等の緑化に在来種を用いる等の外来種対策を講じ、その旨を評価書に記載することを求める意見です。

景観に関する意見は5項目です。1つ目は、景観予測地点の選定理由でございます。予測評価の眺望点は影響し得る観光地や人の集まる場所から選定しましたが、高い盛土を行う天竜川周辺を選定しなかった理由や、水田、集落を主とする大久保地区を選定した理由など、明記することを求める意見です。2つ目は予測評価地点の追加です。方法書において候補とされていた大久保発電所からの眺望を主要な眺望点に加えることという意見です。

3つ目はフォトモンタージュについてです。方法書において選定した撮影位置が計画線から離れているため、事業の影響を把握できる地点から撮影したものを示すことを求める意見です。4つ目は伊那谷特有の地形である河岸段丘についてです。段丘部への影響の予測結果の説明を、イメージ図等を用いて補足することを求める意見です。

5つ目は、市や村の景観計画との調和です。準備書では各市村の景観計画を踏まえるとしていますが、各市村と十分協議し、景観保全を図ることを求める意見です。

最後25番目ですが、景観、人と自然との触れ合い活動の場の意見は1項目で、三峰川サイクリング・ジョギングロードと計画路線との交差部における景観への影響です。準備書では、眺望点を技術手法に基づき、観光地や人の集まる場所として、スライドで示しました赤丸地点を選定しておりました。サイクリングロードへの影響の予測に当たっては、計画路線との交差部から離れているため、より近景でフォトモンタージュをつくり予測評価することを求める意見となっております。以上が、環境に関する知事意見の概要になります。

最後に、今後の手続の流れについてご説明をさせていただきます。環境影響評価につきましては、現在、ただいまご説明をいたしました環境に関する知事意見などを踏まえて評価書の作成を行っております。この評価書につきましては、環境大臣意見を勘案した国土交通大臣意見を踏まえて修正の上、住民及び利害関係者の意見の要旨、及びそれに対する都市計画

決定権者の見解を沿えて本審議会に付議する予定としております。

国土交通大臣の意見聴取につきましては、法定で90日を要しますので、付議につきましては次々回の審議会を予定しております。

以上で、駒ヶ根都市計画道路の変更、及び伊那都市計画道路の変更にかかる手続について説明を終わります。

(柳沢議長)

ご苦労様でした。それでは、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問、お願いいたします。いかがですか。

ではちょっと私から確認なんですが、この案件は、3回目ぐらいのご説明の感じをしていますが、この環境影響評価書、準備書のあらましの中の3、4ページに道路の位置が書いてありますね。この道路はもう具体的に位置が確定というか、位置を、幅ではなくて、もう幅員そのものを落とし込んでアセスをやっているんですか、それとも一定の幅でまだやっているんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐)

この位置で進めております。

(柳沢議長)

ということは、幅員、幅員はどのぐらいでしたか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐)

通常部で28mの幅員になります。

(柳沢議長)

ということは、その28mの道路はここへ来るという、もう具体的に位置を確定させた上でアセスをやっているということですね。はい、わかりました。どうぞ、ご発言ありませんか。

今日はアセスの途中段階で評価書に対する技術委員会の意見が出て、それを踏まえた知事意見が、先ほど説明があった内容ですね。準備書が出てこれから評価書をつくるに当たっての知事意見が先ほどいろいろ、かなり詳しくリクエストがあったという感じですが、よろしいですか。

はい、ではよろしいですね。これについては中間報告ということになりますので、この件はこれで終了したいと思います。

これで本日予定している議事は終了しましたが、委員の皆様から何かこの機会にご発言ございますか、よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事は終了いたしました。ご協力、ありがとうございました。

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

それでは次回の審議会は、本日お配りしております当日配付資料の5ページのとおり、平成30年11月の第2週で予定をさせていただいております。先の日程でまことに恐縮でございますが、委員の皆様には本日お帰りの際、または9月の20日までに事務局のほうへ、予定をご返送くださるようお願い申し上げます。

4 閉 会

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして第198回長野県都市計画審議会を閉会といたします。ありがとうございました。